１　概要

資料６

**行政文書における性別記載欄の点検・見直し結果について**

大阪府では、性的マイノリティの人権問題についての理解を深めるための取組の一環として、平成30（2018）年６月から平成31（2019）年１月にかけて、行政委員会を含む大阪府庁全ての部局等を対象に、行政文書における性別記載欄の点検・見直しを行いました。

その結果、府立高等学校及び高等支援学校の入学者選抜における入学志願書や大阪府人事委員会が実施する職員採用試験申込書(一部職種を除く)、府営公園の施設利用に関する大阪府オーパス・システム利用登録申請書など、139の文書から性別欄を削除しました。

性別欄を削除できない理由がある場合でも、男性・女性以外の選択肢を設ける、選択方式を自由記載欄にする、記入は任意であることを明記するなど、記載方法を工夫し、全体として、203件（約55％）の文書について、削除または工夫を行いました。

今後とも、こうした取組等を通じ、性的マイノリティ当事者の人々が抱える課題解決に向けた検討や取組みを進めていきます。

２　点検・見直し内容

【対象機関】大阪府の全ての部局（行政委員会、議会事務局を含む）

【対象文書】

1. 府民が府に提出する文書（申請書、届出書、報告書、アンケート等）
2. 府が府民に交付する文書（証明書、通知書、許可証、アンケート等）

のうち、性別記載欄を設けている文書であって、今後も継続的に使用が見込まれるもの

【点検の視点・見直し内容】

1. 対象文書（性別の記載欄）の修正が府の裁量で行えるかどうかの仕分け
2. 必要性の点検
3. 見直しの検討

❶ 廃止

❷ 工夫

❸ 現行どおり

【実施期間】平成３０（２０１８）年６月～平成３１（２０１９）年１月

３　点検・見直し結果

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| 点検・見直し文書の内訳 | | | 件数 | |
| **性別記載を設けている文書数（Ａ）** | | | **５７４** | |
|  | **うち、国など大阪府以外の機関が様式を定めているため、府に裁量の余地がない文書（Ｂ）** | | **２０５** | |
|  | **見直しの裁量がある文書数（Ａ）－（Ｂ）** | | **３６９** | | 割合 | |
|  |  | ❶ 廃止したもの（今後廃止するものを含む） | １３９ | **２０３** | ３８％ | **５５％** |
|  |  | ❷ 工夫したもの（今後工夫をするものを含む） | ６４ | １７％ |
|  |  | ❸ 現行どおり  ※統計上、医療上、男女共同参画の観点等から性別情報を収集する必要があるもの | **１６６** | | **４５％** | |